

国民生活審議会
第8回消費者政策部会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第8回消費者政策部会

議 事 次 第

日 時 平成19年5月29日（火） 14:00～16:30

場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

議 題

1. 日時 平成19年5月29日（火）14:00～16:30
2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室
3. 議題 委員による意見表明及び討議

第 20 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	東 珠 実	椙山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	明治大学政治経済学部総合政策研究所研究員
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師・ 金融オンブズネットコーディネーター
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	宮 川 雄 司	東京都生活文化局消費生活部長
	山 口 広	弁護士
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 20 名

第20次国民生活審議会第8回消費者政策部会 出席者

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	東珠実	相山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村多聞	三菱商事株式会社理事
	芝原純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	田村次朗	慶応義塾大学法学部教授
	長田三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷真平	独立行政法人国民生活センター理事長
	早川祥子	日本ハム株式会社社外取締役
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、 金融オンブズネットコーディネーター
	三木浩一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
	山口広	弁護士
	山本豊	京都大学大学院法学研究科教授
	小早川光郎※	東京大学法学部教授

国民生活における安全・安心の
確保策に関する検討委員会 委員長

※「国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会」の報告事項があるため出席

以上 15 名

[事務局]

西国民生活局長、堀田審議官、川口総務課長、岩崎企画課長、井内消費者企画課長、西村消費者調整課長、藤崎国際室長、加納消費者団体訴訟室長、山崎消費者企画課長補佐

松本部部长 それでは、まだ来られていない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、消費者基本計画の検証・評価・監視につきまして、委員の皆様からプレゼンテーションを行っていただきますが、それに先立ちまして、総合企画部会の国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会のとりまとめの報告をいただきたいと思います。国民生活審議会では、総合企画部会の下に設置されました国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会におきまして、身近な場における安全の確保と事後救済の充実により、安心できる社会を実現するための方策としましては、官と民とのパートナーシップの在り方について、幅広く検討が進められ、去る5月17日の同委員会で報告書のとりまとめがなされました。その内容は、我々の消費者政策部会にも関係が深いものであることから、同委員会の小早川委員長より御報告をいただくことといたしました。

それでは、早速、国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会のとりまとめの結果につきまして、小早川委員長から御説明をいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

小早川委員長 ただいま御紹介いただきました小早川でございます。よろしく願いします。

御紹介にございましたように、国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会が設けられまして、その委員長を務めさせていただいております。というわけで、この委員会の報告書について、御報告をさせていただくことになりました。よろしく願いいたします。

お手元に資料がございます。資料1の束でありまして、その中に資料1-1から何種類かのものがございます。

最初に資料1-1をごらんいただきたいと存じます。最近、エレベーターやガス瞬間湯沸かし器など、生命・身体に危害の及ぶような事故が発生しておりまして、個々に対策が講じられておりますけれども、そういった個々の問題の周辺には、同種の問題が潜んでいる可能性がございます。また、対症療法的な対応だけでは、類似の事故が繰り返されるおそれが高いこともございます。そこで問題を言わば群として認識しまして、共通の課題を明らかにし、分野横断的かつ総合的な対策を講じていくことが必要と考えております。

私どもの委員会では、こうした基本的考え方の下に、身近な場における安全の確保と事後救済の充実によって安心できる社会を実現するための方策、特に、今、官と民の関係がいろいろな意味で大きく変わりつつあるところではありますが、その中での官と民との新たなパートナーシップの在り方について、幅広く検討を進めてきたところでもあります。

具体的には、エレベーター、ガス瞬間湯沸かし器、シュレッダー、プール、耐震偽装問題、アスベスト問題といった6種類の事件ないし事故に関しまして、関係省庁の協力の下、課題分析を行い、そこから一般的な対策に結び付けていくための5つの横断的な課題を抽出し、それぞれ検討を進めてまいりました。そういったことを図示してありますが、資料1-1でございます。

これらの検討結果を踏まえてとりまとめましたのが、資料1-2の検討委員会報告書でございます。

す。相当の分量がございますが、ずっと後の方に、今度は資料 1 - 3 がございます。これが報告書の概要でありますので、この概要を用いて説明をさせていただきたいと存じます。

資料 1 - 3 の中に、また資料 1 - 3 - 1 から何枚かの紙がございます。先ほどの全体の課題の中の第 1 の課題である「Ⅰ 『官から民へ』への取組における官の新たな役割の実現」というのがまず第 1 でございますので、これから御説明いたします。

資料 1 - 3 - 1 の「Ⅰ 1 . 民間事業者による公的施設の管理」をごらんいただきたいと思います。近年、公的施設の管理が民間事業者に委ねられる例が多く見られます。ただ、施設の管理を民間へ移管しても、地方公共団体が安全・安心確保の責任を負うことを認識することが重要であります。その上で、地方公共団体は主要な施設分野ごとに安全・安心確保に関わる基準を策定する必要があります。他方、国はこれらの基準策定の参考となる指針を策定するなど、地方公共団体を支援することが重要であります。

そこで、資料 1 - 3 - 1 の下の方にございますが「3 . 具体的対応策」としまして、地方公共団体としては、第 1 に、いま申しました地方公共団体の策定する基準であります。これを、地域住民や利用者、NPO など、多様な観点からの意見を踏まえつつ、目標数値の設定などで具体的に表現し、明確なものにしていくことが望まれます。第 2 に、民間事業者の選定に当たりまして、安全・安心の確保も含むサービスの質を考慮し、総合的な評価を実施する。第 3 に、監視を適切に実施できる体制を整備し、施設利用者、消費者団体等のNPO からの情報などを収集、活用する。こういったことが望まれるわけでありまして、他方、国の各府省庁であります。こちらは必要に応じて所管の施設分野ごとに地方公共団体の基準策定の参考となる指針を策定することとすべきである。こういうふう考えるわけでありまして。

資料 1 - 3 - 2 をごらんください。「Ⅰ 2 . 検査・検定業務の規制改革・民間開放」と題してございます。官から民への動きの中で、検査・検定業務についても、従来は官が行ってきた業務が民へ移管され、更に、移管される業務が行政としての判断まで広がるという方向が見られます。検査・検定業務の委託を受けた民間検査機関ですが、これは、その在り方からしますと、行政事務代行型と言うべきものと第三者認証型と言うべきものの 2 類型が存在するわけでありまして。しかし、実際には各検査・検定機関がどちらの類型に属するのか、必ずしも明確になっていないということがありまして、そこに問題が伏在していると考えられます。各府省庁は、それぞれ所管する民間検査機関の類型を明確化し、それに応じた官の役割を自ら果たしていくことが必要であります。

そこで下の方の「3 . 具体的対応策」ですが、第 1 に各府省庁は、所管する民間検査機関の性格を明確にし、各検査機関に係る法令の規定を安全・安心確保の観点から、適切なものとすべきである。第 2 に、専門家等の間での相互審査（ピアチェック）、研修制度など、民間検査機関の質を高めるための取組みを進めるべきである。第 3 に、各府省庁は、民間検査機関に対して適切な監視、モニタリングを実施する。特に行政事務代行型機関につきましては、その性格にふさわしい厳格な監視が必要であります。第 4 に、業務に関して、第三者に損害が生じた場合に備えて、特に第三者認証型機関の場合ですが、民間検査機関の賠償資力を高めておくということが重要である。そのように考えます。

続きまして、大きな第2の課題は、事故情報の収集・活用であります。まず資料1-3-3の「II 1. 関係機関等による事故情報・ヒヤリハット情報の収集・活用」をごらんください。事故情報等に関して、国民、あるいは医療機関等の各種関係機関がございますが、そういったところから関係の行政機関に事故情報等を容易に提供できる体制が必ずしもできていない。情報が事故の発生から関係行政機関に届くまでの時間が長くかかる場合もある。また、収集された情報が所管省庁や地方公共団体等に十分に伝達されず、共有されていない場合がある。こういった課題があると考えられます。「3. 制度のあるべき姿」ですが、国民そして関係機関が事故情報を自由に入力できるシステム、仮に「安全・安心のための書き込み自由の事故情報データベース」と呼んでおきましたが、これをインターネット上に構築し、国民及び関係機関が事故情報を自由に入力できるようにすることが考えられます。このシステムで収集された情報は、法執行や消費者等への情報提供に役立てる、そういう目的で、関係行政機関が随時閲覧し、入力された情報を確認できるようにする。そういうことが考えられます。また、事故情報の分析・公表につきましては、このシステムの管理運営機関を含め、関係行政機関が収集された事故情報を分析し、法執行や消費者等への情報提供に役立てることが必要であると考えます。

資料1-3-4は「II 2. リコールの在り方」でございます。我が国のリコールは、行政の命令等によるリコールと企業の自主的な判断に基づくいわゆる自主リコールとがあります。特に自主リコールが適切に行われているかですが、これにつきましては、消費者にとっても、また事業者にとっても課題があると考えられます。自主リコールにつきましては、リコールの開始等についての意思決定が迅速、適切に行われることが重要であります。第2に、内容がわかりやすく消費者に伝わる。第3に、リコールを実施する製造業者等に対して、販売業者等の関係者が協力をする。この3点が重要であります。

また、リコールの考え方、対象ですけれども、狭い意味での製品だけではなくて、建物、施設などに広げるということ。リコールの内容ですが、製品や設備の交換・修理・回収等は普通に考えられているものであります。それに加えて、消費者への情報提供や注意喚起などもこれに含めるなど、流通後の安全確保対応を広く内容に含めるということが適切であると思われれます。

「3. 自主リコールの促進に向けて」の「(1) 官の取組」としましては、リコールの意思決定などについて、分野横断的な指針及び分野ごとの指針を官民共同で作成することが考えられます。

「(2) 民の取組」としましては、リコール実施事業者が製品の危険度について自ら認定し、公表すること。消費者が自主リコールに積極的に取り組む事業者を適切に評価することも重要であると考えます。

続きまして、大きな第3の課題は、紛争処理、被害救済の充実であります。そのうち、資料1-3-5「III 1. 紛争処理制度の在り方」をごらんください。紛争処理制度につきましては、消費者と事業者の間の交渉力あるいは情報力の格差がある。そういうことにかんがみまして、国民生活における安心の確保のために迅速かつ公正な救済が図られる仕組みを整備していくことが必要であります。それぞれの紛争処理制度は、手続や判断基準の厳格性の度合い、判断の拘束力の点などで、それぞれ異なっております。それぞれ一長一短があるわけでありまして、そこで多元的な紛争

処理制度の構築・活用によりまして、事案の特性に応じた紛争処理制度が利用できるようにすることが適当であると考えられます。

「３．具体的対応策」ですが、行政型ADR機関に関しましては、国民生活センター及び都道府県における紛争処理手続がございますが、これらについて時効中断効を付与するなど、法的仕組みの整備について検討を行うことが重要ではないか。また、民間型ADR機関に関しましては、質の充実、法テラスとの一層の連携の促進等を図ることが重要である。更に、苦情処理や事故防止に関する事業者及び事業者団体における自主的な取組みを促進していくことなどが重要であると考えます。

続きまして、資料１－３－６「III ２．官民の損害賠償責任の負担の在り方」であります。民に委ねられた業務に関して、第三者に損害が生じた場合に、民の側はその過失により生じた損害について、賠償責任を負う。これが通常でございます。一方で、官の側も、自らの関与の強い先ほどの行政事務代行型の場合ですと、当該機関に業務を委ねた場合に、その機関の過失により生じた損害について、官自体の過失の有無にかかわらず、官も責任を負うという可能性があります。そういったことを含めて、何らかの形で責任を負う場合が多いと考えられます。このように、官民の責任がともに肯定される場合には、事故等の被害者は資力の高い官の責任を追及する傾向が生じます。これは、賠償履行確保の観点から、被害者救済に資するものではありませんが、ただ、これと併せて民の責任を適正に追及し、民のモラルハザードを防ぐことが重要であります。

「３．具体的対応策」としまして、第１に、民の負担する損害の範囲、賠償責任の範囲、民への内部求償権、そういった事項を契約などに明記することで民の賠償責任を明確化し、民への内部求償権の適切な行使を確保する。第２に、業務を民に委ねる場合に、損害賠償保険への加入、一定の保証金の積み立てなどを要件とする、そういったことで民の資力確保を図る措置について検討する必要があると考えられます。また、官を被保険者とする賠償責任保険ですが、内部負担割合の交渉など、民の事業者に対する求償権行使は、結構大変な官の業務になりますが、それを外部化するものとして、官を被保険者とする賠償責任保険が間接的に官の求償権行使に資するものではないかという評価をしております。

続きまして、大きな第４の課題は「IV 企業等の社会的責任の取組促進」であります。これは資料１－３－７をごらんください。

規制改革の進展、官から民への流れといった中で、製品や施設を提供する企業等が法令や規制の枠組みを超えてそれぞれの社会的責任を主体的に果たしていく、これが重要となっております。社会的責任の取組みを促進するためには、積極的な取組みを行っている企業等がステークホルダーに正当に評価してもらえるような好循環をつくり出す、それによって、取組みに向けたインセンティブを付与することが不可欠であります。しかし、このような好循環が両者の関係だけで自律的に創出されるとは必ずしも考えにくいわけでありまして、そこで、企業等だけでなく、消費者団体や労働組合、NPO、各種専門家、更には行政を含む各主体が、こうした格差を埋める役割を果たし、企業等の取組みを支える環境を整備していくことが不可欠であります。

そこで、そうした環境を整備するために、広範なステークホルダー代表によって構成される包括

的で透明性のある対話の場としまして、仮称ではありますが、「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議」といったものを開催することが必要であろうと考えます。この円卓会議では、環境整備のために各主体が果たすべき役割につきまして、主体間で共通の認識を構築する、また、社会的責任投資や社会的責任調達の促進策などについて政策提言を行う、そういったことを考えております。具体的な運営方法等につきましては、今後の国民生活審議会においてさらなる検討をしていただくということを考えております。

以上のほか、地域における社会的責任の確立、あるいは各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の促進も重要であると考えております。

最後に大きな5「V 官の在り方」でございます。資料1 - 3 - 8です。

最近のさまざまな事件・事故の背景には、安全・安心の確保に関する官の体制の脆弱性があります。官の体制の強化ですが、これは、さまざまな主体に対する適切な情報提供、各主体の対話の場の設定、各主体の取組みの指針などを策定する、あるいは業務を委ねる民に対する監視を行う、そういった言わば官の新たな役割の実現に重点に置くべきであると考えます。また、官の知見には限界があるということをきちんと自覚し、そういった立場で行政運営の透明性を高める。そして、企業や官から独立した各種の団体が育つ環境を整備して、その情報や知識、知見を活用する。そういったことの実現が大切であります。

「2．具体的対応策」としまして、そこにございますように、第1に、重篤被害を伴う事故や繰り返し発生する事故などについて、それぞれ所管府省庁があるわけですが、そこから経緯や対応策等の説明を受けて横断的客観的に調査審議することを任務とする、「重篤事故等オンブズマン」と呼んでみましたが、そういった制度を導入することが重要ではないか。第2に、地方公共団体の方では、住民の安全・安心の確保を一元的に取り扱うような幹部の職員を置くことが重要ではないか。第3に、国民生活センターを中核として、相談窓口、紛争処理機関、各種原因究明機関等につきまして、事後救済に関する必要な情報を言わばワンストップサービス化することが重要ではないか。第4に、企業や官から独立し第三者の立場で専門的意見を述べることのできる団体が育つ環境を整備し、その知見を活用することが重要であろう。また事業者団体に関しましても、それらが専門性に裏打ちされた公益的な役割を積極的に果たすように求め、その知見等を活用していくことが重要であろうと考える次第であります。

以上が今回の報告書の概要でございます。

今後の予定としましては、来る6月4日に予定されております総合企画部会におきまして、とりまとめをしていただく予定になっております。

私からの御報告は以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

ただいまの小早川委員長からの御説明につきまして、御質問、御意見がおありの方は、御発言願います。山口委員、どうぞ。

山口委員 広い見地から検討されていると思うんですが、資料1 - 3 - 2の「I 2．検査・検定業務の規制改革・民間開放」ということで、官から民への役割が移っていくことは避けられない

ことが所与の前提になっているわけですが、一昨年の耐震構造の偽装の問題などを見てみると、やはり住民の安全・安心の部分においては、必ずしもこの流れを前提に考えるべきではないのではないかということがあるのではないのでしょうか。つまり、市民の住宅の安全性などは、民間に委託したがゆえの事故発生ということが言えると思うので、民間に移譲していい部分と、どうしても安全・安心の部分から官から民への移譲については慎重であるべき部分とが分けられるべきではないかと思うんですが、そこをどういうふうにお考えになっているのか。

資料1-3-4のところ「II 2. リコールの在り方」との関連で事故情報の収集開示のあり方なんですが、これは消費生活用製品安全法で一定の改善がなされたことは評価できます。しかし、それでもなお官の側としてやるべき情報収集の範囲が限定的で、何が重大事項なのか、何をもって届出事故の要件とするのか。ここら辺については、どの程度の議論をなされた上で、今回の報告がなされたのか。それが1つです。

最後にこれは本体の9ページに関わってくるんですが、いわゆる「ヒヤリ・ハット」情報の関係なんですが、広く収集されるということはとても重要です。それについて何とか実現をしていたきたいと思う側面はあるんですが、問題は分析・公表でございまして、これをなされるのはそれはそれとして重要だと思し、是非国民生活センターなどに頑張ってもらいたきたいと思うんですが、公表はどの程度、いつどういう形で公表するかをしかるべきところが分析した上でないと公表できないことになると、消費者が情報にアクセスする機会が非常に遅くなるし限られてきてしまう。

先ごろ幾つかの情報について、例えばガス器具や例のシュレッダーなどの事故情報の公表あるいは消費者への開示について、遅れが指摘されているわけです。やはり1セクションの人が公表するかどうかを検討するとなるとどうしても遅くなるし、そのセクションの責任も重くなってくると思います。その意味では、やはり国土交通省がもう実現しています、だれでも見られる車の安全性についての情報やエレベーターについても、そういうシステムができましたけれども、是非そういう方向での再検討がこの点の答申については、改めていただける余地はないのかというのが1つございます。

以上です。

松本部会長 本日は小早川委員長に政策判断をお答えいただくという場ではございませんから、今の御意見は私の方から総合企画部会の部会長にお伝えするという形にしたいと思います。

小早川委員長に対する質問は、ここに書かれていることについての意味などに限定していただいて、ここに書かれていないけれども、書き込んでほしいことなどは別途こちらの部会からの御意見ということでお伝えすることにしたいと思います。

小早川委員長 ありがとうございます。

最後の点だけは、今の部会長の御整理に照らしても若干は答えすべきかと思えます。前の2点につきましては、今、松本部会長におっしゃっていただいたとおりです。私どもの委員会としましては、今の大きな政策の動きを一応前提にした上で検討したということでございます。

最後の、データバンクの性格づけあるいは基本的な使い方、使われ方ですが、これにつき

ましては、報告書自体では、今、御指摘ありましたように、差し当たり利用者の範囲は限定しておりますけれども、とにかく新しいものを考えるということです。いろいろ実際に動き出したときにどういう使われ方をするかということは必ずしも読めないところがございます、当面は範囲を限っておりますけれども、報告書の中でも、運用状況を見た上でアクセスできる範囲を広げていくということは考えられる、その辺の指摘は一応しているところでございます。

松本部長 私からお答えするというか、意見を言うのはちょっとおかしいんですけども、山口委員の御指摘された2つ目の点の製品安全法の改正はリコールの話ではなくて、事故情報の収集の話なので、そこは切り分けて御理解いただきたいと思います。

原委員、どうぞ。

原委員 質問と意見が混ざったようなことで、回答ということではなくていいのですけども、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

今、山口委員がおっしゃられた資料1 - 2の9ページに書かれている「ヒヤリ・ハット」情報の特に分析・公表の部分についてですが、この文章を読むと、管理運営機関が分析をして、その分析の結果を積極的に公表すると書かれていますが、まず入ってきた情報をそのまま裸の情報でみんなが閲覧をするという形があると思います。これは国土交通省が自動車の不具合情報でやっているやり方ですけども、この方式はもうとらずに、分析をした結果だけを公表すると読めるのですが、私はやはり裸の情報と分析した情報と両方の可能性を残して検討していただきたいと思っております。

2つ目は公表するときに、裸の情報ではなくて、関係省庁に連絡をとって、これは公表レベルであるとか、公表は控えた方がいいという判断をすることを考えておられるのかどうか。もしもそういうことになると、どこに判断基準が置かれるかということが気になります。それであれば、やはり第三者評価のようなことが必要ではないかと思えます。というのは、判断が一番難しいところだと思うので、そっくり各省庁にげたを預けるということでは、どういう形になるのか懸念を持っています。

もしも裸の情報で出すということになったら、ここにも懸念を持っていて、そのまま出せないからということになって、事業者名や商品名を出さない形での公表になるのではないかと、これでは出てきた情報が消費者のところで生かされないことになると思うので、何か一工夫も二工夫も公表のところは考えていただきたいと思いました。

分析についてなんですが、管理運営機関が仮に国民生活センターを指すとすれば、膨大な情報を、今、商品テストの人員はたしか21人だと思いますけれども、やることは大変難しいことで、ほかの省庁との連携にもなると思うのですが、この辺りがどこまで進められるようなことなのかということも考えておまして、昨年3月に産業総合研究所で事故情報について分析をして、情報提供する仕組みについての調査研究報告をまとめて出しておられるのです。これは産総研とベネッセのような民間機関とが共同して仕組みをつくっておられて、今、病院情報なども入れるような形になってきておりますので、そういったところの動きともリンクができないのかなと思いますので、是非この分析・公表のところの検討をもっと詰めておいていただきたいと思います。

意見ということで、よろしいです。

松本部会長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 私は単なる感想で一言なんですけれども、大変いろいろなことを盛り込んだ立派な報告書だと思います。

ただ、すごく大変そうで、これを一体どうやって本当に動かして実現していくのかというところに、すごく不安というか懸念がありますから、具体化するところにもっとわかりやすい言葉を入れていただきたいなと思います。

以上です。

松本部会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 私も感想のようなことになりますが、今、大河内委員がおっしゃいましたように、これは非常に広い範囲を検討しておられて、そして、私たちが実現してほしいと思っていた幾つかのこともこの中に織り込まれております。その生情報をネット上に書き入れたものが、すぐに分析されて、危ないものはどんどん公表されていくシステムは、我々がすぐほしいと要求してきたものですので、是非具体的に形だけではなく、本当により理想に近い形で実現できるよう国も努力をしていただきたいということを申したいと思います。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか御注文等をいただきましたので、それらにつきましては、私から廣松総合企画部会長にお伝えしておきたいと思います。

小早川委員長ありがとうございます。

それでは、次に委員の皆様からのプレゼンテーションに移りたいと思います。消費者基本計画の検証・評価・監視につきましては、4月の部会で各省庁からヒアリングを行いましたか、本日はそれを踏まえまして、既に決められております担当に従い、委員の方々から意見表明を行っていただき、その後、討議を行います。委員の方の委員表明及び討議を受けまして、私と事務局とで相談の上、施策を担当する各省庁に対しまして、検証・評価・監視シートの修正案及び新たに追加する施策案の提示を行っていくことといたします。

早速始めたいと思いますが、まずは学校や社会教育施設における消費者教育の推進につきまして、東委員と御船委員に意見表明をお願いいたします。お一人10分以内をお願いいたします。討議はお二人の意見表明が終わった後で、まとめて時間をとって行っていただきたいと思います。

まず、東委員お願いいたします。

東委員 失礼いたします。準備させていただきました資料に基づいて、報告をさせていただきます。

私の方では、消費者教育の推進に関する施策は5つございましたけれども、前半の3つが担当に当たっておりますので、そちらを中心にお話をさせていただきたいと思います。

施策の番号は24～26になります。

まず、24番の消費者教育の教材作成について申し上げたいと思います。消費者教育の教材作成につきましては、学校、地域、家庭、職域等において活用できる教材やパンフレット、教員向け指導

書等を担当省庁等が作成し配布するといった内容の施策でございまして、実際に内閣府、文部科学省のほか、金融庁、総務省、法務省、環境省、厚労省、農水省、経産省、国民生活センター、金融広報中央委員会といった数々の担当省庁等よりシートを使いまして、検証・評価・監視が行われたということでございます。

これにつきまして、私の方から4点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、今、申し上げましたような数々の担当省庁等から、個別教材についての検証・評価・監視が行われたということでございますけれども、非常に数多くて、詳細でございましたが、個々の教材等の検証にとどまっているのではないかとということでございます。それぞれ丁寧に御報告をいただいておりますけれども、全体をまとめた形での検証・評価・監視というものが行われていないことにつきまして、そういった形のを早い時期に御提出いただきたいという希望を持っております。

これにつきましては、平成17年度に実施したものについて、昨年度、関係省庁消費者教育会議という場で、今日、私が準備しました資料の後ろの2枚になりますけれども、こういった形のまとめの資料が出ております。省庁別のもの、もう一つは体系シートに基づいて教材をチェックした表でございます。

例えでございますけれども、こういった形で全体を見渡して、初めてこの施策に対する検証・評価・監視が完全なものになっていくのではないかと考えておりますので、その点をまず申し上げたいと思います。

2点目は、今回、法教育、金融教育、情報教育その他、教員向けの指導書等を含めた非常に優れた学校教育用の教材が開発されております。しかしながら、ここで開発された教材を現場で活用していただく。そのための具体的な方策がなかなか見えてきていないということがございます。つまり、配布するだけでは、当初の目的がやはり達成されないということがございます。配布されたものを、いかに現場で活用いただくかということにつきましては、やはり文部科学省さんにこれを推進していただくということについて、かなりの力を持って進めていただく必要があると考えております。

学習指導要領への導入などにつきましても、いろいろ意見が出ているところでございますけれども、そういった問題を含めまして、この教材が具体的に活用されるような指針づくり、あるいは仕組みづくりを強く押し進めていただきたいと思っております。

3点目でございます。今回の教材には職域に関するものが欠落しているということもございます。具体的施策にありますように、学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材でございますけれども、職域に関するものがほとんど見られないと思われました。

この点については、昨年度の検証・評価・監視の際にも申し上げた点でございまして、重ねてこの点について、早い時期にこういった教材を作成すべきではないかということをお願いしたいと思います。

2ページは、教材に関する4点目の意見が書いてございます。これは前回の部会で芝原委員などの意見にもございましたが、教材の利用効果を測定する評価の試みが行われていないということで

ございます。教材の評価あるいは消費者教育の評価自体が非常に難しいということは、以前より指摘されてはおりますけれども、やはり何らかの形で評価がされないと、つくりっ放し、自己満足的なものにとどまってしまうだろうということでございます。この点についても、是非お願いしたいと思っております。

それ以外にも、その他ということで書きましたが、今回、幼児あるいは障害者といった、これまで教材がなかった分野をつくっていただいたということは、非常に意義があるなと感じました。あるいはインターネット等を利用した教材開発が非常に進んでおりますので、情報リテラシー、著作権、デジタル・デバイドの問題等への配慮も必要になってくるだろうと思いました。

以上が施策の 24 についてでございます。

続きまして、施策 25、消費者教育のポータルサイトについてでございます。これにつきましては、2 点意見を申し上げたいと思えます。

1 点目は、今回、教材作成と同様、たくさんの省庁等がポータルサイトの作成に関わったという形になっておりますが、実際にポータルサイトの基本方針案などが今回出されておりますけれども、そこへ各担当省庁等がどのように関わったかということが、余り見えてこないということでございます。実際の教材作成については、かなり具体的な省庁等の意見、考えが検証・評価・監視のシートに示されておりますけれども、ポータルサイトについては、一括した形で個々の省庁等の主体的な関わりが見えてこない。あるいはそれぞれの連携等についても、どうも見えてこないということを感じました。

実際にポータルサイトが立ち上がりますと、個々の担当省庁等で作られた教材等がそこに載っていくこととなりますので、是非こういった方針決定あるいは管理運営に関して、主体的にそれぞれの省庁に参画していただきたいと思えます。

また、2 点目についてでございますけれども、これは既に文章で意見を申し上げている点でございます。今回のポータルサイトの作成につきましては、具体的施策にありますように、消費者教育支援センターや金融広報中央委員会の協力を得て構築するということが示されております。しかしながら、今回の検証等におきまして、報告書を見ましても、これらの機関の関与というものがなかなかはっきりと見えてまいりません。特に支援センターにおきましては、どのような協力関係にあったのかということが希薄であるように思われますので、その点につきまして、やはり基本計画に示された内容を忠実に進めていただくことと、あるいはそうであるとすれば、それがわかるような検証・評価・監視をしていただきたいと申し上げたいと思えます。

そのほか、ポータルサイトにつきましては、先ほどの施策 24 の教材の作成や出前講座の専門家育成など、ほかのものとの調整を図りながら、効果的に進めていただきたいといった意見も持っております。

最後に施策の 26 番についての意見を申し上げます。これは消費者教育の体系化についてでございますが、今回は消費者教育の総合的推進に関する調査報告ということで、報告書がつい先日送られてきたものでございます。これについて 2 点ございます。

1 点目は、ここでの総合的推進に関する調査報告書に見る基本的な方針は、非常に重要なもので

あり、よく整理されてはいるんですけども、これを私自身も関わって進める中で、今回、領域別、ライフステージ別の個別目標ごとに内容や学習の場、機会、学習支援者というものをまとめております。確かに個々は重要ですけども、作業をやっておりまして、非常に細分化し過ぎて、大きな流れや全体の枠が何となく見失われている印象はぬぐえません。したがって、こういったものをつきましても、再度、統合、整理をしていただきまして、大きな方向がきちんと明確に示される形の中で、細部への配慮というものもしていただけたらと思います。

また、同じく報告書の中の最後に、自治体や関係省庁等の作成した教材の非常に詳細なリストが掲載されております。これにつきまして、せっかく資料はございますけれども、活用のされ方が示されておられません。今回の施策の24の教材づくり、あるいは25のポータルサイトは、いずれもここでの資料に非常に関わりが深いと思いますので、是非そちらの基礎資料として御活用いただきたいと思っております。

そのほか4番として、全体的な印象として申し上げておきたいのは、基本計画によって、消費者教育というのはエンパワーメントされたと思っております。その中で、今後、教材、人材、教育体制の3つがバランスよくうまく調和された形で、是非総合的な推進に挙げられているライフステージ別の課題などに基づきながら、今後の方向を見極めていただきたいということがございます。

2つ目は、ここで扱っております教材等につきましては、どうしても情報がどんどん古くなりますので、新しい情報をどういう形で常に入れ込んでいくかという辺りの整理も必要なのではないかとございまして。

最後にNPOや企業等の参画ということを書きましたけれども、消費者教育につきましては、行政がこういう形で音頭を取ることはなりませんけれども、消費者自体の関わり方、事業者、NPO、その他専門機関の関わり方が非常に重要になりますので、それぞれの主体がうまく有機的に関わ合う。総合的推進に関する研究の中でも、コーディネートの機能が非常に重視されておりました。その点を含めて、今後こういったものが更に有効なものになるように、おまとめいただけたらと思います。

以上でございます。

松本部会長 大変詳細な内容、御意見を手短かに表明いただきまして、ありがとうございました。それでは、続きまして、御船委員からお願いいたします。

御船委員 資料2-2をごらんください。

2ページ目に対象の施策に関しまして、24~28ということで、今、東委員の方から詳しく御説明がありましたので、これは省かせていただきます。

3枚目に移ります。24の施策番号に対しまして、大ざっぱな意見を申し上げます。まず学校、地域対象は進んでいるけれども、家庭対象も保護者を中心にしてある程度進んでいるということなんです。東委員御指摘のように、職域が進んでいないということが見受けられます。ただし、経済産業省の新入社員向けの研修用は進んでいたということで、今回発見でした。つまり、学校、地域等々という「等」のところ、環境省の雑誌の付録のアイデアは非常にユニークだと関心いたしました。

消費者問題の変化に即応というのは、かなり進められており、またそのための仕組みづくりもなされていると思います。

教員向け指導書も進みつつあります。その研修などは余りなされていないということで、それは試行されていると思いました。

また、大変型学習では、総務省のICTメディアリテラシーの育成プログラムで多い例があったかと思います。

4 ページですが、これは施策の 25 に対しまして、大ざっぱな意見を述べさせていただきます。

進捗度というのはよいんですが、有効性というのが何の有効性が不明な点があります。

また、有効なポータルサイトが早急に望まれていると考えています。基本方針案として、一定の結論を得たとされていますけれども、監視の内容が最終結論を得るということで、期待に必ずしも答えていない。スピード感がない、足りないと考えております。

省庁間の連携についての評価の記載がないのも、ちょっと残念です。

試行の範囲というものをどのようにするかにもよりますけれども、試行の成果を踏まえという場合の成果をどのように設定するのも詰めていく必要があると考えます。

5 ページ目は、施策の 26 に対しまして、評価の指標が機動性あるいは専門性、具体性ということで、非常に具体的で明確だと評価されます。

有効性については、それを担保すること。例えばポータルサイト掲載教材などの選定を監視に具体的に記載することが望まれます。

総じて、監視ということに具体性が欠けているかと思います。

6 ページですが、施策番号 27 に関しましてです。

評価に関しまして、進捗度となっていますが、これは検証に当てはまる内容です。

有効性の前半は、進捗度ではないか。

また、有効性に関しまして、消費者教育の体系化の推進についての記載が望まれます。

監視につきましては、市区町村連絡協議会の少数にとどまっているという検証に対しまして、課題として入れることを受けて、これを監視の項目に入れることが望まれると考えています。

施策番号 28 に関しまして、関係省庁消費者教育会議は重要な役割を果たすと考えます。

また、公正取引委員会や警察庁、財務省、国土交通省がこれに加わることは、進捗度と有効性に関わり、非常に評価されるべきだと考えています。

監視については、有効な開催時期を示すことが望まれます。

8 ページ以降は主に 24 番目の施策に関しまして、非常に詳しくはなっていますから、若干詳しいコメント及び意見を述べさせていただきます。

検証についてですが、教材の作成が進んだことは非常に評価されるべきことだと思います。内閣府ほか多数、その際に、従来教材がなかったような幼児や障害者対象の教材作成をしています。

また、金融庁などに見られますように、改訂もなされて、消費者問題の変化に即応した形になっています。

更に、作成された教材の積極的利用、地域に応じた活用というふうには、更に具体的に進めていこ

うという姿勢が見られます。

その方法として、PDFファイル公開、多くの媒体に活用という効率性も追求されていることも評価されます。

ただし、1つの省庁を名指しで言うのは失礼かと思ったんですが、農林水産省は実績なしとされていますけれども、情報提供にとどまるということなのか、具体的に進める必要があるのではないかと。監視もないのがちょっと疑問であると考えました。

評価についてですが、多くはアウトプットによる評価をしています。アウトプットを出すプロセスの評価もしており、それに関しては外部有識者や教員からの意見を反映することもなされていますし、アウトプット、活用も評価しています。

ただし、アウトプットにとどまる傾向にあり、アウトカムによる評価が望まれます。アウトカムを予想したプロセスは若干見られて、文科省の46ページの小学生からの意見反映ということにも、少しずつ進められているかと思えます。

しかし、一方で、有効であると考えられるという記載が若干見られます。これは有効性の指標が必ずしも明確ではないのではないかと。これを示すことを期待したいと思えます。そのことによって、有効性が及んでいない課題を見出せるからです。ただし、若干評価の記述の中には、読みやすい、わかりやすい、身近なテーマ、きっかけになる、変化に対応、利用しやすいなどの指標が散見され、これを更に指標化することが望まれます。

先進例としては、総務省の妥当性、有効性、中でも学習能力の11項目の試みがアウトカムにつながるような注目すべき今回のよい例ではないかと思えます。また、これが監視についての具体性を引き出していて、関心しました。

評価のついでですが、関係省庁間の連携の内容が示されていない。その評価も具体的ではないということだと考えています。連携はそのためのコストがかかっていると考えると、効果的な連携かどうかのチェックの視点も必要だと思えます。

「監視（今後の取り組み）」についてですが、総じて、一般的な記述にとどまっているのは、年度計画の利点を生かしていないということで、残念かと思えます。

その中で、金融広報中央委員会のよる監視の記載は、非常に具体的であり、取り組みの計画性が明確で、そのほか総務省、環境省も明確かと思えます。

全体的に、消費者行政としての消費者教育は、消費者基本計画によって非常に推進されつつあると思えます。

内閣府、金融庁、総務省、環境省、金融広報中央委員会、経済産業省などが消費者教育を特に推進していると見受けられました。

ただ、消費者個人から見た消費者教育政策の有効性を評価・監視する視点を入れる必要があるかと思えます。これは体系化、ポータルサイトの検証を軸にこれが可能になっていき、そのインフラがやっと整えられたという段階ではないかと考えています。

以上です。早口で済みません。

松本部長 ありがとうございます。項目が非常に多い中、お二人の委員の皆様から短く要約

していただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまのお二人の意見表明につきまして、ほかの委員の皆様から御意見等をお伺いしたいと思います。質問どうぞ。

原委員 質問ですが、ポータルサイトがありますね。ポータルサイトがうまく機能していけば、監視のところにもつながると思うのですが、各省庁が関わっていますが、この主体は内閣府になるのですかというのが1つです。

もう一つは、農林水産省の記述がありません。ですけれども、食育教育を随分やっていらっしゃる。食育はこちらの消費者基本計画には入ってこないのでしょうか。

井内消費者企画課長 御質問なのでお答えいたしますけれども、ポータルサイトは内閣府が中心ですが、各省庁と連携しております。基本方針案の連携がということなんですけれども、関係省庁にも入っていただいて基本方針案の決定などをしております。

あと、食育については入ります。ただ、これにつきましては、まずはその省庁から自発的にできたものということで今まとめておりますので、今回こういう御意見がありましたので、それによって対応することになると思います。

松本部会長 意見を表明された委員の意見に対する御質疑にこだわらなくて、この項目について、担当以外の皆様からの御意見という形でお出しいただいても結構です。どうぞ。特にございませんようでしたら、後でまた時間をとります。

原委員、どうぞ。

原委員 職域がお二方の評価にもありますように、まだ具体化されていないということなのですが、どの場面を切って職域とするかというのはなかなか難しいように思いますが、新入社員みたいなのが1つ年次的にはあるかと思えますけれども、課題的には多重債務の問題が去年、今年はずごく大きくクローズアップされまして、多重債務の問題は職場でも大変大きな問題になっていますので、こういう課題からのアプローチが可能かなという感じがいたします。

その意味でいうと、大学が入っていないくて、大学はマルチ商法も相当入り込んでいるし、未公開株のマルチも登場していましたけれども、大学も視野に入ってくるような計画を組み込んでいただけたらと思います。

松本部会長 ほかに御意見ございませんようでしたら、次のテーマに移りたいと思います。東委員、御船委員ありがとうございました。

続きまして、消費者からの苦情相談の活用につきまして、大河内委員から意見表明をお願いいたします。どうぞ。

大河内委員 続けてやるんですね。

松本部会長 はい。

大河内委員 私からのレジュメに沿って述べさせていただきます。

国民生活センターは国民生活に関する情報の提供ということと、調査研究を行うことを目的に法律で決められて業務を行っているところで、具体的には国民生活に関する苦情問い合わせ等に対して、情報を提供することとなっています。そして、消費者基本法では、消費生活に関する情報の収

集、提供、苦情処理、あっせん、相談などと規定されているところです。

今回の基本計画では、センターの取組みとして、消費者からの苦情相談の活用が挙げられていて、その中でも政策提言と見守り新鮮情報に関する項目が対象になっています。

初めに苦情相談の活用と言われるときに考えることは、苦情相談は苦情で相談が挙がっているものですよね。それを活用するというのとはどういうことかと言えば、これから新たな消費者被害を未然に防止する。拡大しないようにするということが活用しているということになるのだと思います。

そのためには、フォローアップが是非とも必要だと思うんですけども、ここの施策提言を見ても、政策提言後に同じような苦情がまだ挙がっているのかどうか。それから、提言先の官庁や業界の取り組んでいる状況をちゃんと国民生活センターが把握して、そして、そこが不十分だった場合には、もう一回追加で提言をする。そういうチェックを行わないと、活用にはならないのではないかと思います。

そういうことから考えますと、今回のシートには2つの課題があると思っています。それはセンター自身の意思として、提言した相手先の省庁なりがどういう対応だったのかという意見が抜けているということと、省庁の解答に対してそれが何か不十分なときにどういう対応をしたのかというようなことが抜けているのではないかと思います。ヘナとかニンジンとかフライとかいろいろ書いてありますが、中身について少し言わせていただきますと、例えば1つだけヘナについて言いますと、ヘナの白髪染めが公正取引委員会の回答では景品表示法違反事件に活用したというだけが記載されているんですけども、どういうふうに活用しているのか。どんな対応をしたのかということについては、全然書いていないので、きちんと何をしたのかということを書いてもらうべきだと思います。業界へ注意喚起表示を主導したというだけにとどまっているんですけども、その結果、どうなったのかというようなことも書いていただきたいなと思います。

ほかにも似たように、対応の状況が少し抜け落ちているのではないかと思います。

その上で、国民生活センターに対して質問が3つあります、1つは、政策提言を12件されていますが、これは記者発表の段階で主体がセンターではなくて、内部に設置した検討会が政策提言したものが12件の中に含まれています。私ができる範囲では、3番、11番、12番なんですけれども、これはなぜ初めから国民生活センターの政策提言となさらなかったのかというのをお聞きしたいと思います。

もう一つは、内閣府のホームページを見ますと、国民生活センターが行った政策提言への各省庁の対応状況についてと書いて公表していますが、この対応状況を見ると、公表した日時と関係省庁に政策提言した時期との間にかなりのずれがあるものがあります。

一番目立つのは、5番のシュレッダーですけども、公表は18年9月15日なんですけども、経済産業省へ提言した時期というのは、11月になっています。こういう時間差というのは、なぜ生じたのかということについてもお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ先の課題になってしまいますが「メールマガジン・見守り新鮮情報」です。東委員からの質問にもありましたが、ここのシートを見ますと、大変すばらしい情報を発信していらっしゃるということなんですけども、これが止まってしまっていますね。それで内閣府のホームペ

ージには、事務手続きの問題で止まっているというふうに出ていますけれども、それではなぜ止まったかの中身がよくわからないということと、結構長いこと止まっています、再発行までホームページ上でメールマガジンにかわる情報を掲載する予定ということが掲載されていますが、このかわる情報というのは一体何なのかということも、お聞きしたいと思いました。

最後に、国民生活センターに求める消費者からの苦情相談の活用に関して、少し意見を述べたいと思います。

というのは、レジュメにも書きましたけれども、1つは、事例を公表することと、事業者名の公表についてなんですけれども、最近、こんにやくゼリーによる子どもの死亡事故について、国民生活センターの公表がありました。こんにやくゼリーについては、もう10年以上前から事故がいろいろあって、そのたびに何らかの対応や改良をされてきたと思っていましたけれども、それがこのような結果になってしまうというのは、今までの関係者の責任というのは重いのではないかと思います。

しかも、今回の2件の死亡事故というのは、お一人のお子さんが亡くなったのが3月23日です。そして、そのことを内閣府も、勿論国民生活センターも関係省庁もみんな知っていたと思います。それで、お二人目のお子さんが亡くなったのが、1か月以上経った4月29日です。それが発生して、センターが公表したのは5月23日になっています。

3か月の間、公表されなかった。死亡事故なのに公表されなかったということが、大変なことだとわかっていただきたいと思います。お一人目のお子さんが亡くなったときに、もしいろいろ含めて公表されていたならば、お二人目のお子さんは死なずに済んだかもしれないと思います。

いまだにこんにやくゼリーの事故で事業者名は公表されておりません。消費生活用製品でしたら、多分死亡事故ですから、すぐに事業者名から公表されていたと思います。食品だったからかもしれないませんが、こういう身近なもので、消費者としては何も知らなければ、全然注意することもできないわけですから、国民生活センターは事業者名の公表ということにもっと積極的になるべきだと思います。

事故情報の行政間の共有というのも、本当に今まで行われていなかったこと。それを共有化していこうという姿勢は大変大切だと思いますけれども、全体に何のためかというふうに考えれば、消費者への適切な情報提供ということでない、安全・安心な社会の実現ということにつながりません。国民生活センターは、私たちにとっても必要な場だと思って信頼もしておりますし、相談員さんの方たちも頑張っておられると思っています。

ですから、是非、もっと国民の方を向いて仕事をしていただきたいなと期待をしています。以上です。

松本部会長 ありがとうございます。

内閣府が所管官庁ですから、お答えしていただく可能性もあるんですけれども、ここは横並びで御意見をいろいろお伺いしまして、それを全体に反映していただくことにしたいと思いますので、ただいまの消費者からの苦情相談の活用につきまして、大河内委員の意見に基づきまして、

皆様方からどうぞ御意見をお出してください。

山口委員、どうぞ。

山口委員 先ほども申し上げたんですが、弁護士の観点からすると、一番心配いたしますのは、情報を一般に知らせることについての法的根拠がきちっと整備されておりませんと、例えば今、大河内委員もおっしゃったように、事業者名を公表したときに、事業者が国民生活センターなり行政側を訴えるということが頻発いたしますと、訴訟対策で行政、国民生活センターは大変だろうと思うわけです。

勿論、明らかに、あるいは一見してのためにする情報であれば、それは削除するということは条文上も明記するとしても、要するに何らかの条文上の根拠を設定して、この知られた情報を「ヒヤリ・ハット」情報だけではなく、取引の情報についても、一定程度整理した情報に誰でも、アクセスできるようなことを法制度化しないと、なかなか外に出すときに、いちいち一人ひとりに国民生活センターがどういう基準で外に出すのか判断なさるのは大変だと思うので、そこは国センなり行政側の仕事を減らすという観点からも、法文上、何か一工夫していただいた方がいいのではないかと思います。

松本部会長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 私も賛成なんですけれども、そういうことを国民生活センター自身が政策提言することはいかがでしょうか。

松本部会長 糠谷委員、どうぞ。

糠谷委員 私、現在は3月31日で理事長を退任をいたしておりますので、国民生活センターの理事長としての発言ではございません。ただ、3月31日まではいたわけてございますので、それを念頭に置いてお聞きをいただければと思います。

先ほど、山口委員がおっしゃいました法的根拠をきちんとというのは、私どももそうであればやりやすいなということで仕事をしてきたのは、勿論事実でございますし、それは恐らく内閣府の方も御理解をいただいていることだろうと思います。

ただ、私の気持ちとしては、要するに国民生活センターは、調査研究と情報提供をやるんですよというふうになっていて、だれが悪いのよということの名前を挙げて言うことにはなっていないわけですが、そのところはかなり拡張解釈というわけではありませんけれども、例えば商品テストなどは、比較テストの段階は、この商品はこちらだったというだけのもので、名前を挙げるのは割に気楽だったわけですが、問題提起型テストというふうに変えてからは、もっとそのところは危険になるわけです。それでも特に商品テストの場合は、銘柄名を挙げてやるということでやってきたつもりなんです。

先ほど、シュレッダーの話がございましたけれども、シュレッダーもああいう事故でもあったわけですから、むしろ経済産業省と時期を合わせるのがいいのかどうかということはあると思いますけれども、先ほど大河内委員がおっしゃった18年9月15日に公表、その後、経済産業省が11月というのは、ちょっとどういう経緯だったのか私、記憶がございませんけれども、9月15日というのは、通常の商品テストの発表ですと月末になるところを早めて発表した。当然のことながら、

それは経済産業省もわかっているわけですから、経済産業省が出そうが出すまいが、9月15日には表に出すということだと記憶をしております。

そういうことで、今、内閣府の方でもいろいろ国民生活センターの在り方を御検討いただいているようでございますので、ここまで国民生活センターが注目される存在になってきているわけですから、我々としてもというか、旧理事長としてもですけれども、できるだけやりやすいようにしていただけるのは大変ありがたいことだろうと思います。

それから、こんにやくゼリーは、もう私のときではないものですから、よくわかりませんが、恐らく事業者名公表の場合に、シュレッダーでもそう大企業ではないわけですが、メーカーとしてかなり名がとおっている。ところが、こんにやくゼリーとなりますと、どれぐらいの数の業者がつくっているかわかりませんが、これは私の想像でございますが、そういう点でどういうふうにか考えるのかというのがちょっとあったのかもしれないという気はいたします。

松本部会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 いろんな場面で国民生活センターに期待するところが、今日の会議の中でも役割としては出てきていたと思います。

それで、非常に少ない人数と、私、金額は知りませんが、多分独立行政法人ということで非常に厳しい状況の中で頑張っておられるんだと思いますけれども、先ほどの小早川先生のお話などにもあった、そういう情報を集めたものを分析とかということになりますと、とても今の国民生活センターでそれをこなしてくださいというような現状でもないし、山口委員がおっしゃいましたように、きちんと法的に、こういう場合は公表するという規定も全部あって、国民生活センターがきちんと力を持って、それでそこに当たっていかなければ、本当にただ形だけのものになってしまうのではないかということを思います。

先ほども申し上げましたように、非常に国民生活センターに寄せられる期待は大きいのだと思いますので、そこまで含めて、もう少しその権限をどうするのかとか、どういうやり方であるのかと、今、検討していらっしゃるということではありますけれども、そこを含めて是非お考えいただいて、それで安心・安全につながっていくというふうに国民を安心させていただきたいと思っております。

松本部会長 よろしいでしょうか。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。大河内委員、ありがとうございました。

続きまして、食品の安全性につきまして、早川委員から意見表明をお願いいたします。

早川委員 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

私の方は「消費者の食品の安全性意識について」ということで、ここにも書いてありますが、昨今、BSEを始め、野菜または農産物、海産物など、食品に関する安全性の信頼が本当に揺らいできているということ。新聞紙上での謝罪だとか、回収告知というのは、毎日のように出ております。

これは規制緩和の名の下に競争社会が進む一方で、先ほどからも出ておりましたような、企業の社会的責任が問われているということなんです。消費者は自己の健康を確保するために、いろんな商品、食品を購入するときに、何を目安に購入しているかということ、今までは大きな企業だとか、名の通った企業、価格が高ければ安心だとかということを目安に購入していたんですけれども、し

かし、最近はそれさえも信用できなくなっているような不祥事が、多々起きております。

なぜ起きるのかというのは、いろんなところに問題があって、1か所だけではなかなか変えることができないのではないかと思います。

製造物責任法だとか、規制緩和施行以来、問題が起きるたびに、問題が起きてからいろんな対策委員会などが立ち上げられるんですけども、先ほども国民生活センターの方のいろんな情報提供というお話がありましたけれども、相談の活用ということもありました。これは、やはり一番大事なことは、未然防止。いろんな情報が上がってくるわけですから、言葉は悪いですけども、問題が起きてからモグラたたきのように現状だけをたたいてもなかなか解決がつかないということで、是非とも未然防止ということを考えていただきたいということと、官も行政ももう少しいろんな意味で、事前チェックを厳しくしていただきたいなということです。

食の安全・安心に関する法的な違反というものがあつた場合、一般消費者の考えとしては、意外と行政は罰則が甘いのではないかと。もっとびしっとやってほしいというような意見を多々聞きます。

競争社会と言うならば、先ほどのこんにやくゼリーの話ではありませんが、ややもすると、大きな企業とか名立たる企業がそういうことをしたら大変なことなんですけど、ちょっとしたことがあれば、大々的にマスコミも報道されますけれども、小さいところというのは、意外と、何と表現したらいいんでしょう。お目こぼしというか、小さいからそういうことをすると、もうその企業はつぶれてしまうのでということ、私は今まで、例えば商品をつくっていくときに関係省庁にいろんな書類を出して、チェックを受けたことがありますけれども、そういうときにも、これはいい悪いというのは必ず言われますが、表示1つ見てみましても、では、我々はそうやってチェックを受けるけれども、チェックなしで世の中に出回っているものは多々あるわけです。

ところが、そういうものを実際にチラシだとかテレビコマーシャルだとかに提示をして、なぜこれは取り締まられないのかというふうになると、それは小さいところだからというようなことを実際に受けたことがあります。

ですから、一般の人たちの気持ちというのは、私も変わらないなと思っています。つまり、大・小に関わらず、何かあつたら厳しく、スピーディーに対処していただきたいということを結論的にお願いしたいと思います。

私の方は、今日は食品安全委員会などが、食品の安全性に対する意識調査だとか、リスクコミュニケーションの改善に向けてということで、いろいろ調査・議論が公表されておりますけれども、たまたま私などが関わっております日本ヒープ協議会の分科会で「食に関する調査」をいたしましたものが、ちょうど3月に発表されましたものですから、それを少し御紹介したいなと思って、持ってきております。

2ページでございますが、もともとの目的は、ここに書かれているような、割にマスコミに動揺される消費者、不安を抱く消費者の人たちに、企業はどう対応していったらいいのかということから、こういう分科会を立ち上げたということです。

いろんな出版物などで取上げられております食品添加物だとか、残留農薬といったことについては、非常に消費者は過敏と思われております。また、そういうことをあおるいろいろな情報が出て

きております。

それに対して、では企業はどのようなふうに行っているのかということ、一例ではありますけれども、3ページ辺りを見ますと、これは行政関係からこうなさいと言われていたわけではありませんけれども、いろんな形で親切表示という形で、積極的に商品の情報を開示している情報をここに挙げております。

添加物だとか商品情報の表示については、これは実際にいろんな企業はお客様からの情報が入ってまいりますので、または商品開発段階においては、いろんなモニター制度を持っておりますから、そういうところからの声を検討した結果、これはきちっと出しておいた方がいいなということになれば、商品に表示をしておりますし、原材料だとか配合量の割合表示も、企業によってはパーセントを表示したりということもしております。

その1つの例としまして、4ページです。

例えば原材料配合が、エビが6.3だよと書いてある下に「カラメル色素」だとか「アナトー色素」など書いてあってもお客様はわからないわけですから、これはどういうものからとられているんですよということをきちっと表示することによって、安心・安全を得ていただくというものの1つです。

それから、アレルギー関係も、後ほどまた調査資料が出てきますけれども、可能な限りこういうふうに表示をしているところもあれば、5大品目だけでいいと言えればそれだけで表示しているところもある。

そういうことで、こういうアレルギーの表示の仕方も、企業はまちまちではありますけれども、最低の義務は果たしているだろうということです。

5ページは、そういうお客様からの問い合わせについて、2004～2006年まで見てみますと、やはり農薬だとか食品添加物、原産地といったものの問い合わせが多くなってきているということはたしかです。

ただ、これも表示ができにくいという商品もありますので、それはそれぞれのところでお客窓口などにお客様から電話をしていただくなり、メールをいただくなりして、御説明をすれば、ほとんど納得いただけているという状態です。

そういうことを考えていきますと、6ページにありますように、各メーカーとも、安全性だとか、そういったものについては、きちっと説明すれば、生活者は安心する傾向があるわけです。

ただ、こういうものを1つ見ましても、表示のスペースというのは、決められたものを書くだけで精一杯で、それ以上どのようなふうに表示していけばいいか、そのところが非常に悩ましいところではありますけれども、限られたスペースの中で、最大限情報開示をしているということです。

7ページは「食に関するアンケート」ということで、これはヒープの会員も含めて202名の人たちを対象にアンケートをとっております。

8ページは、食生活の中で何を一番注意をしているかということ、一番多いのは、やはり栄養のバランスであるということです。

年代的には50代の人たちが非常に重要視をしております。特にメタボリックシンドロームだと

か、生活習慣病だとかといったことがちまたに多く出てくると、非常にそれが気になりますから、カロリー表示がどうだとか、これは何と組み合わせたらいいんだろうかということも含めて、栄養バランスに非常に注意をしている。それから、野菜の摂取量なども非常に気にしているということで、このデータから見ますと、意外と食品添加物の種類だとか量というのは、今回のヒープの中で調べた調査で比べると、意外と低くなっているというところもあるわけです。

9ページは、購入の際に更に重視している消費者の意識は何だということ、生鮮食料品と日配品と加工食品それぞれとって見ますけれども、若干違ってきます。

つまり、生鮮食料品はやはり鮮度が重きを置かれていますし、価格はその次です。

日配品になりますと、賞味期限、消費期限が第1位に入ってきます。2番目は価格。あとは味ということになります。

加工品は、一番最初に重要視しているのは価格であって、あとは味。3番目に来るのが賞味期限という意識を持っているということです。

10ページは、食に関する情報の入手源です。

本当に多いところは、テレビの情報番組だとか雑誌だとか新聞が一番大きいわけです。

そして、なおかつ、皆さんはそういう情報をどういうところから入手しているかということ、やはりこういう商品に付いている表示を見てくれるということですから、これは製造する各メーカー、企業は重要視していかなければいけないということも考えられます。

それから、意外と今、議論になっております国民生活センターだとか行政機関といったところからの情報というのは、意外と得られていないという数字が出ております。農水省だとか、厚生労働省などが発令されているもの、ホームページなどは、意外と見ていないということなんです。

そういうことを考えていくと、これはやはり企業も十分考えていかなければいけないということと、もう一つは、やはりテレビ番組も重要ですけども、本当に根拠のあるものかどうかということも、十分精査していかなければいけないのではないかという気がいたします。

11ページは、包装容器の表示に対する意識です。

つまり、生活者、消費者というのは、食品に対しての安全性は何から得るかということ、先ほどのように商品の包装容器などに付いている表示から得ているということが言われますので、やはり意識度は当然、高くなってきます。原材料、ブランド、そして賞味期限といったこの商品の表示を非常に意識しているということなんです。

意外と少ないアレルギー表示というのは、私たちは多分食品を業としているメーカーは非常に今、敏感になって、どこでもどのようにしたらいいかということを考えておりますけれども、意外と消費者の調査を聞いてみますと、割に低い数字になっているというところなんです。これは全員に問題があるわけではない、限られた人だということもあるかもしれませんが、こういうことで、包装容器の表示に対して、私たちはどのようにしていけばいいかということも十分企業として考えていかなければいけないと思います。

同じような内容なんですけど、12ページのところはミスプリがあります。左の下のところは「食品

会社危害勤務者」と書いてありますが、これは「以外」です。よほど危害情報ばかり気にしていたのではないかと思います。

表示のみで信頼していたり、企業によって信頼しているというものに対して、高い数値が得られているということが、これから少しわかりました。

それから、面白いことに、一般の人と食品会社に勤めている人の表示の信頼度の違いがこういうところでも出てくると思いました。やはり、賞味期限なども食品企業に勤めている人と食品以外の人では随分違ってきているなと思えます。当然、内容をわかっているということだと思えます。

13 ページは、表示の満足度です。

これは「ほぼ満足」というのが半数以上なんですけれども、保存方法とか賞味期限だとか原材料などについての表示は高い満足度を持っておりますけれども、今後の課題として、食品添加物だとか原材料、原産地といったものの改善、または表示を明確にしてくれという認識が高いというか、求められてきますので、これからはそういうものを対処していかなければいけないのではないかと思います。

それに関連して、今後どういうことを求めてくるかということで、14 ページをごらんいただきますと、やはり産地表示に関する要望が非常に多いということです。

なかなか加工食品などをつくっているところは非常に難しい問題ではあるんですけれども、消費者はそれを求めているということです。

その次に来るのは、やはりおいしさです。調理しやすいというか、料理の情報というのが、やはり 20 代、30 代、40 代、もう既に 50 代の人でも、料理方法の情報を知らなくなっているということなんです。そういうことから、こういう数字にもなっているのではないかと思います。

そして、もう最後になりますが「表示を不十分であると感じた時の対応」なんですけど、もうそれは完全に商品を買わないという数字が 61% 出ております。

独自で調べるというのは、少ないですが 20% でインターネット。あと、お客様センター。企業にするのが 11%。行政関係が 1%。マスコミなどは、今回の調査ではゼロであります。

そういう調査が出ておりました御紹介させていただいたんですけれども、こういうお客様といいますか、生活者、消費者の調査から、ある意味メーカーがこうだろうと思っていることと、私たち消費者が思っていることの認識が多少ずれがあるということも、これでわかってきたわけですから、それをどうやってうずめていくか。できる範囲の中でどううずめていこうか。そして、情報開示をしていこうかということは、メーカーの務めであると思えます。

ただ、最後に、食品の安心・安全というのは、私は生産の部門、製造の部門、物流、流通そして消費者の 5 つの人々がやはりそれぞれの責任を持ってやっていかないと、消費者ばかりでもだめですし、生産者や製造者だけでもだめですし、やはり官と民の中でもそういう 5 つの人たちがきちっと自分たちがやらなければいけないこと、安全なものでも、買ってきて保管をきちっとしていなければ商品も悪くなり、それを食べれば健康を害するということがありますので、そういうところら辺までもやはり手を伸ばしていかなければいけないのではないかと。それが、ある意味では食育という面、消費者教育という面で、子どもだけではなくて、今は成人に対してもそういう消費者教育、

食育教育ということを是非、お願いしていきたいなと思っております。

ちょっと走りながらですけれども、一消費者と企業のはざまに立っている私の意見でございます。以上でございます。

松本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの早川委員の意見表明に基づきまして、食品の安全に関わる問題につきまして、御意見をお出しいただければと思います。

長田委員、どうぞ。

長田委員 施策番号4以降、リスクコミュニケーションのことが書かれております。その中で、評価の有効性のところで、リスク評価、管理の検討の際に参考としているという表現がございますが、よくよく考えてみますと、もうこの食品安全委員会ができて3年間を超えて、リスクコミュニケーションの努力をずっとしてこられて、消費者の参加促進で数が増えるとかということもそうですけれども、リスコミの結果がきちんと施策にどう反映されているかということも、今後は評価していくべきではないか、そういう時期になっているのではないかと考えます。

もう一つ、そのためには、食品安全委員会そのものの機能がやはり強化されていかなければいけないだろうと思います。これは、今、ここの消費者基本計画の検証の今のところでどうこうということではなく、今後の検討という方に入るのかもしれないけれども、食品安全委員会が独立した評価機関としてあるためには、やはり1つは食品安全委員会としての職員の独自採用はされているかどうかとか、自前の研究所を持っていないと思いますが、持つべきだとか、それから日常的に何の安全評価を進めるのかというのが、今、公募で多分行われていますけれども、そこがもう少し網羅的に行われていくべきではないかとか、出先機関のようなものを今、お持ちではないと思いますが、各地方にもそういうところが必要ではないかとか、いろいろ検討されていくことがこれからあるのではないかと思います。

消費者として、ここは国民生活審議会ですので、そういう立場として率直にもうこれからは視点を移していくべきではないかと思えます。新たなところに入るかもしれません。

以上でございます。

松本部長 原委員、どうぞ。

原委員 食の安全と表示については、消費者問題としてはかなりボリュームがあるテーマなのですが、基本計画の中に盛り込まれている内容の中の一部という感じがありまして、リスクコミュニケーションとトレーサビリティ。トレーサビリティの中でJASについて触れているところで、本来であれば、もう少し範囲を広げて、消費者基本計画の中でも食の安全、表示について評価ができる仕組みにしていきたいというのが、第1点です。

それから、早川委員の御発表は大変面白く、興味深く聞かせていただきまして、それで感じるのですけれども、多くの食品企業の方々は大変御努力なさって、食品の表示は充実してきているというのは、私もそのとおりのように感じています。

ただ、すごく一生懸命頑張っていらっしゃる企業と、やはりそうでないところの格差がすごく出

てきていて、例えばハチミツの公正競争規約の問題があります。甘味料が使われていて、25年間放置をしていたということが報道されておりましたけれども、確かにハチミツは私も以前、調査をしたことがあるんですけども、ハチミツは品質が変わらない、クレオパトラの時代から平気なものだから、消費者は何をごちゃごちゃ表示のことを言うとか昔言われたことがあったんですけども、やはりちょっと消費者への情報提供への配慮というところがやや欠けていた業態なんだろうという感じがしております、こういった公正競争規約における表示の適正な在り方ということも、項目の中に入れていただきたいと思います。

それから、早川委員の発言の一番最後のところにありました、消費者は食品添加物や残留農薬の表示よりは、産地表示を求めているというのがありましたけれども、これは例えば中国のハウレンソウの話がありましたね。ですから、食品添加物とか残留農薬の規制とかというのを全部ひっくり返して産地表示に関心が強まっていると思うのです。その産地の信頼性というところで見たいと思っているのだと思いますので、やはり海外からの生鮮野菜の部分、各省庁ヒアリングのときでも、オーストラリアからの牛肉はどうかという話をいたしましたけれども、やはりその辺りの表示の充実も評価項目の中に挙げていただくと、より前進したような形で先へ進むのではないかと思います。意見ということで、お願いしたいと思います。

松本部会長 では、先に大河内委員、どうぞ。

大河内委員 1つは、食品安全委員会の方がリスクコミュニケーションがパネルディスカッション形式になって、大変いいリスクのわかり合いができるようになったという御発言があったのですが、参加した人に聞いてみますと、まだまだという方が多数だったんです。一人ひとりの発言が2分以内とか、そういうことで。別に長くすればいいというものではないんですけども、改善の余地がこれでいいんだというニュアンスで話されていたので、なお、コミュニケーションの持ち方を工夫して行ってほしいと思います。

もう一つ、早川委員の調査のところ面白いなと思ったんですけども、日本の食料自給率がすごく低いというのは、皆さんも私も知ってはいるとおもうのですが、最近、その低さが、お隣の国の北朝鮮よりも自給率が低いということを知りまして、改めてびっくりしました。それほど、あらゆるものを外国の食品に頼っている国なんだということで、やはり日本という国と食品をつくって売っているところは、責任がとても大きいと思うんです。つまり、国民の健康を守るためにやらなければならないことというのは、まだまだあるのではないかと思います。

そういう意味で、私たちは食品添加物や残留農薬が気にならないわけではありませんが、それを余り気にしていたら、食べていかれないのではないかと思います。

ですから、低くなってしまおうのかなということを感じました。原産地の表示というのは、つい先日私も知ったんですけども、牛肉はオーストラリアとアメリカかな、という感じで考えていたところが、すごくたくさんの国から、しかも聞いたことのないような小さな国からも牛肉が入ってきて加工されている実情なので、どこの国の何を食べているのかということは、知る権利があるのではないかと思います。

以上です。

松本部部长 山口委員、どうぞ。

山口委員 食の安全の関係で、今しか申し上げるときがないと思うので、申し上げさせていた
きたいと思うんですが、サプリメントの問題なんです。

健康食品ということで、今、3兆円産業とも言われて、これからますます伸びると思います。健
康あるいは美容はお金にかえられないということで、サプリメントがますます今、伸びている分野
だと思いますが、この分野について、このまま放置していいのかという観点から、是非、新しい課
題として考えていただけないかと思います。

直接的には食品安全法にも関わってきますし、今日、配られている分厚い資料の中の景品表示法
の中でも、22ページには大豆イソフラボンの問題が12番目の景表違反の行為として出ていますし、
23ページの16番目の違反行為には、アントシアニンの表示の問題が出ているわけですが、この景
品表示法の問題、それから薬事法とも絡んでくるわけです。

私が思うのは、このような健康食品に過度に依存させることによって、かえって健康を害するこ
とにならないよう法制度の整備とか、あるいは運用の改善を急ぐ必要があるのではないかと。

もう一つ、これは食とは違いますが、医師法との関係で、気功とか占いとか、その他のいわゆる
スピリチュアルブームの問題です。今、女性週刊誌を見ていただきますと、占い師の宣伝がすごい
です。それだけ結局、家庭や職場に女性が相談する人がいないということの現れだと思うし、多く
の人が心に癒しを求めている象徴だと思うんです。それが行き過ぎて私は靈感商法被害発生の基礎
になるということで心配しているわけです。社会的な問題としては、適切な医療機会を奪うことにな
りかねないという観点から、これもやはり過度に依存させることによって、近代医療をしなくて
もがんが治るとか、糖尿病が治るとか、いろんな病気が治るということで、結局、自分の体を痛め
てしまう。そういうことについての医師法や、その他の関係法令の改善をお願いしたい。これは特
定商取引法の中で、これから指定役務、指定商品の制度が撤廃されて、ネガティブナリストをつ
かっていく過程でも、恐らく議論になるところだと思いますけれども、この分野の法整備をしないと、
被害者が続発するのではないかと。

特にインターネット社会になりまして、社会の片隅で、口コミで占い師のところにアプローチし
ていた一般消費者が、ぼんとボタンを押して、インターネットで末期がんが治る効能を有する人と
いうことでクリックすると、これまで社会の片隅で細々とやっていたところにぼんと当たって、先
生のおかげでがんが治ったという体験談がずらずらと出てくるというホームページがたくさん
あるわけです。

これをどこまで放置していいのかということもあるので、今後の政策課題だと思いますけれども、
1つ射程に入れていただきたいと思います。

松本部部长 早川委員、どうぞ。

早川委員 私が言うのもおかしいんですが、済みません、最後に1つ。食品の国産というもの定
義を、一般の人は余り知らないんです。

例えば私もその1人かもしれないんですが、お肉1つも国産と和牛とどう違うのと聞いてみると、
みんな一般の人は知らないんです。みんな国産というのは、日本で生まれ育って、解体されたもの

がスーパーに並んでいると思っているんです。そうではないんです。

ですから、お肉だけではなくて、アサリや何かも、いろんなものがそうです。一旦向こうから持ってきて、ちょっと千葉の海岸にちらちらと置いておいて、掘って持ってきたらもうそれで国産のアサリになるというようなことが多々あるわけで、そこら辺をどういうふうに監視をしたり、チェックをしたりしたらいいのか、私たちはそれがとても不安です。本当に何を信用していいかわからないというところがあるので、そこら辺をわかりやすくきちっと定義をし、やはり普通の人々が不安に惑わされるようなやり方というのは是正してほしいなという感じがします。

松本部会長 今のは、もし何かやるとすればJASですね。JASで国産がどうなっているか。

早川委員 今、JASさえ安心できない。

ですから、監視とチェックがどこまでできているのかというのが心配です。本当にJASなんて信用できないという人が結構いるんです。

松本部会長 信用できないというのは、JASを満たしているというところをついているということなのか、JASの基準があいまいということでしょうか。

早川委員 基準はいいんでしょうけれども、JASという印が付いていれば安心だろうと思って買うんだけど、この間こんな新聞が出ていたとか、要するにそういうまがいものが、本来は違うんだけど、それを悪用しているところが多々ある。だから何を信用していいのかわからない。だからきちっと精査、チェックをしてほしい。そして、またそういうことをやった業者は厳しく取り締まってほしいという気持ちがある消費者の中にはいっぱいあります。

松本部会長 表示が真実かどうかについての市場における監視という話ですね。

早川委員 はい。

松本部会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 済みません、先ほど早川委員もお話しになったアンケート調査の中で、10ページのところにある食に関する情報をどう入手しているかということなんですけれども、そうだろうと思えますけれども、テレビや新聞、口コミや何かで非常に情報を得る。やはり行政などが出しているものは断然負けているわけなんです、行政などもネット上でもいろんな発信をして、ホームページとかはあるんだけど、インターネットからの情報が51%というのがあるわけですが、そういうところにもうちょっと見やすさとか何かを工夫しながら、本当に正確な情報を発信していかないと、正確な知識に基づかないまま惑わされるということも非常に大きいし、今、おっしゃったように、JASというきちんとした基準があるにもかかわらず、それが不安だというふうに言われてしまう。JASをやっている方はとてもがっかりなさると思うし、情報の伝え方を工夫していかないと多分いけないだろうなと思います。

今までどおりの情報発信では、やはり届かなくなっているというのも事実なんだろうなと思いますので、先ほどのリスクコミュニケーションのお話もそうですけれども、この場で会話しているから伝わっているみんなが、科学的リスク分析について理解してきているというふうには、まだまだ言えない状況なんだというところを認識して、少しこのペーパーも、もうちょっと広く現実を

見ながら、評価を十分よくやっているよという評価だけでもないだろうということを申し上げたいと思います。

松本部会長 東委員、どうぞ。

東委員 今、出ました情報の入手に関わって、私は消費者教育のところを担当したものですから、ちょっとそれに関連することで意見を申し上げたいと思います。

今、御報告をいただいた食品の安全性に関するこういう内容とか、あるいはその情報というのは、すべて消費者教育の対象になり得るものであるということを非常に強く思うわけです。

しかしながら、先ほどの消費者教育のシートなどを見ますと、やはり農林水産省さんのものというのは、なかなかそれを教育の教材にしていくという点において、必ずしも意識化されていないのかなということを思いました。

前の方になりますけれども、先ほど大河内委員の方で出てきました苦情相談も、やはり今、教材化されていて、初めてその情報がいろんな人のところに届いていくということがあると思いますので、やはり食品の安全性、特に今回、消費者教育といったときに、その安全というのも1つの大きな分野になっているものですから、そういったところにこういった情報を反映させていただくという方向性が非常に重要ではないかと思えます。

以上でございます。

松本部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

今、東委員も御発言されましたけれども、今日の3つのテーマは、やはり情報の提供という点で何か共通性があったという印象でございます。

まだ若干時間が残っておりますので、明後日の部会でまた幾つかの項目についてプレゼンテーションをしていただくわけですが、明後日の部会には御出席できない委員の方もいらっしゃるし、あるいは明後日の部会でも扱われないけれども重要だという項目があるかと思えますので、その他、本日のテーマとなった以外の項目につきまして御意見があれば、ここで伺いたいと思います。

原委員、どうぞ。

原委員 明後日は横断的、包括的な取引ルールのところでは発言をいたしますので、それとは関わりのないところで話をしたいと思えます。

今、産地表示の話が出ましたけれども、来年度に向けて、地球温暖化問題、環境問題というのがすごくクローズアップをされてくると考えているのですが、私、環境ラベルについては是非にということでご取上げていただいて、評価もさせていただきました。

先週、NHKの「クローズアップ現代」でレスター・ブラウンさんが登場なさって、この温暖化問題の取組みについて話されたのですが、そのときにイギリスのスーパーマーケットのお店での食品の表示の状況というのをやっていらしたのですが、その中にフードマイレージですね。どこから運んできたかという距離の表示をしていて、どこから運んでくるかということは、それだけCO₂を排出しているということになるので、消費者の方が、地場でとれたものか、それとも遠くから運んできたものかを見ながら買い物をしていらっしゃるという姿が印象的で、一応、環境ラベルについては、まだなかなか経済産業省と環境省との間でうまく連携がとれているとは思えないのですけ

れども、どちら側にも参加して、一生懸命つなごうとしているところでもあります。フードマイレージの考え方の検討というものも、是非、担当の環境省なりに働きかけておいていただきたいと思えます。

バイオエタノールの話もあって、そこまでこの消費者基本計画で広げると大変かなとは思いますが、すけれども、フードマイレージについては、是非、お願いしたいと思えます。

松本部会長 山口委員、どうぞ。

山口委員 私自身は、インターネットは大苦手です、パソコンをいじる気もしないような人種で、おじさん属、若い人から批判を受けているんですが、こういう場で是非、検討していただきたいのは、インターネット社会における消費者の利益確保の総合的施策という観点からです。あさっても議論になるのかもしれませんが、例えば地上デジタル放送とか、あるいはインターネット取引などについて、多くの審議会がいろいろあると聞いているんですが、消費者の利益代表がその審議に入っていないとか、あるいは極めて手薄であるという実情を聞いております。

どこにどんな審議会があって、その審議員の構成はどうなっているのか。まずはそのデータをいただけないでしょうか。地上デジタルの問題あるいはパソコンの販売システム。私なども、パソコンの販売はどういう料金体系になっていて、どうなっているのかとか、あるいは携帯電話の料金がどこがどうお得なのかなどということが私にはわからないものですから、娘に判断させているわけですが、本当にさっぱりわからない。

そういう、普通のおじさんがわからないような料金体系というのは、やはり消費者軽視ではないのかなと思うんです。その観点で、どんどん日進月歩で進んでいて、内容がわかっている業界の方あるいは専門家がどんどん話を進めて、高めていただくというのは、それはそれで必要な部分はあるかと思うんですが、やはりそこで消費者の立場や利益が置き去りにされて、わけわからないうちに、数年後にはもう普通のテレビは見られなくなるのよというところで、おじさん、おばさんが恐らくとまどうことになったり、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんがわけわからなく詐欺商法に引っかかるのではないかと心配しているわけです。

そこら辺のことも含めて、とりあえず、もし可能ならば、関連の審議会の構成がどうなっていて、インターネット社会における消費者の利益の確保の総合的施策がどこでどう検討されているのか。恐らくあらゆる省庁で検討されていると思うんですが、さっぱりよくわからないので、そこをわかるように教えていただければと思います。そこから議論が始まると思うんですが、できればお願いいたします。

松本部会長 今の山口委員の御意見は、インターネット社会における問題に限定されて、消費者代表がどれくらい参加しているかを知りたいという限定的な御意見なのか、それとも国のいろんな施策決定の場において、ほとんどの政策が消費者問題に関わってきますから、そういう場合においてステークホルダーとしての消費者代表がどれくらい参加しているのかということについて、この消費者基本計画レベルできちんとレビューをすべきである。

つまり、消費者代表が政策決定にどれくらい関与しているのかということについてレビューすべきだという一般的な御意見なのか、インターネットは私わからないからという、かなり特定された領域に

についての御意見なのか、どちらですか。

山口委員 私自身は、インターネットに特定して、議論がどういうふうになされているかということさえも、片仮名文字が並びだすとわからなくなってしまうんですが、それにしてもやはり、相当重要なことがあちこちで、いわゆる地上デジタルの問題だけではなくて、放送局とインターネットの放送網、そこら辺との連携がどうなっているのかとか、どうも微妙な業界の議論がなされているようですが、それが消費者利益とどう絡むのかがさっぱりわからないんです。

ただ、かなりどこかで決まってしまうたら、消費者はそんなことになったのと置き去りにされそうなところもかなりあるような感じはするものですから、できれば消費者に関係あるのかわからないのかもわからないんですが、そういう業界の審議会などがどういう名前でどういう審議がなされていて、そこにはどういうメンバーがいるのかということがわかればとは思いますが。

松本部会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 先に自己申告をしておきますが、1つは総務省の中の情報通信審議会というところで放送政策など、それから通信のところは、一応審議対象になっていまして、そこには私が入っております。

ただ、1つの場だけではなく、本当に総務省1つとってもすごくたくさんの研究会や委員会があって、それから別に内閣官房の方でもあったりとか、首相の諮問会議で検討していたりとかと、非常に複雑な構成になっていて、それがうまく消費者側の意見が全部きちんと反映されているかといえ、全くそうではないというのは、確かに山口委員のお持ちの問題意識のとおりだと思います。

私も、地上デジタルのことにに関して意見を申し上げたいと思っております。

地上デジタルへの移行は、もう2011年と決まっています。一応、こういう工程で移していくとか、こういうふうにしていくというのは決まっていますけれども、でも、現在でも、B-CASカードというものを使わない受信機というのが、もしかしたら1、2年後に出てくる可能性もあるとか、著作権の問題で、コピーの制御がかかっているわけですが、その制御の仕方を少し緩和する。それはもうほとんど決まりかかっておりますので、そこでハードディスクからDVDを移したりするときの所作というか、やり方がすこし緩和されることによって、機械の使用が変わってくる。変わることによって、今、既に持っている方は、その恩恵によくせないけれども、変わった後に買った人はそれができるといことになるだろうということも、実はもう検討されています。

でも、そのことは全然まだ決定していないからでもありますけれども、そういうことがあり得るということは、国民は知らされていません。

それから、受信の在り方についても、よくいろいろアンテナの向きとかUHFでないといけませんとか、受信機もそういう地上デジタル対応のテレビや何かを買い換えるか、チューナーを付けるかしなければいけないということは、一応、パンフレットなどは配られていますけれども、実は東京のこういうど真ん中でも、それだけでは映らない場所もあるかもしれない。共聴施設というのを付けて見ているところがあるわけで、そういうところの方たちは、またそこにお金を投入して、共聴施設を改造しなければいけないこととか、国の政策としては、例えば生活保護世帯にはチューナーを配付しないといけませんねということを書き込まれているけれども、本当にそれが配付される

ことが決定するのかはまだ未定というような、つまり今、買ってしまわない方がいいのに、いずれは配付されるかもしれないのに、テレビが壊れてしまったがために無理して買い換える人がいるかもしれないとか、そういういろんな問題がいっぱい錯綜している中に、消費者側の委員が少なく、私も結局、去年の秋ぐらいから無理無理入れていただいたような形ですし、全然そこが反映できる状況になっていないというのは、やはり国民に対しての、先ほど先生がおっしゃいましたように、情報提供ということとか、意見をどう聞くかということが全くできていないところだと思います。

総務省には、通信のところには消費者行政課はありますけれども、放送の方には全くそれがないこととか、全然消費者、視聴者という人たちを意識していないかということ、そうではないと思いますが、その意識の仕方がやはり消費者としての意識の仕方ではないということがすごく大きな問題だと思いますので、是非、次年度の課題として、総務省関係は、やはりスパムのこととか、そういうネットの取引に関係することとか、実際に消費者被害に今、つながっているものだけがかけられていますけれども、そうではない広い分野において、消費者政策としての視点を見て、自分たちで課題を見つけて、それをきちんと検証、評価してくださるよう、もう地デジというのは、2011年までに変えなければいけないことで、すごい命題があって、努力していることですので、特にそれをきっちりきっちり、これは間に合わないような話ですけども、やっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

松本部会長 原委員、どうぞ。

原委員 情報通信分野については拡充していただきたいというのは、内閣府との意見交換会のところでも申し上げて、次回、発言をしようと思っていましたけれども、山口委員から出ましたので、私、情報通信関係、総務省の委員会、やはり消費者委員が余り参画していないのを聞いたものですから、ネットで公開されているのでわかる限り全部調べてみたのです。

確かに、消費者委員には長田委員が入っておられますけれども、本当に入っていないのです。情報通信関係は、総務省と経済産業省と公正取引委員会、勿論内閣府もなんですが、ここでやはり連携して、どういうふうに進めていくかということ、この検証評価の大きな柱にしていきたいと思います。

今、長田委員は地デジの話をなさったのですが、私自身も、光回線にするときに、プロバイダーとの抱き合わせ販売に非常に苦労して、2か月かかって、ようやくその解決をしたというところで、光回線とプロバイダーとの抱き合わせ販売。それから、パソコン機器とプロバイダーとの抱き合わせに、販売店が手数料稼ぎのために加わっていて、非常に契約が複雑になっていて、これを解消するのに2か月を要したというところがあって、やはり基本的に重要事項の説明義務を欠いているという印象があります。

ですから、契約の基本である重要事項の説明義務だとかその辺り、それから、事業者間の中で優越的な地位の乱用のようなことがないのかどうかという辺りで、やはり公正取引委員会とかに関わってきていただきたいし、料金体系のことについても、Yahoo!の0円について問題になりましたけれども、今、出されているホワイトプランというのも、やはり誤認を与える情報提供の仕方をしていると私は考えておりますので、是非、この分野は消費者問題として大きいということで取

上げていただきたいと思います。

松本部部长 ほかにございますか。特に次回、出席できない委員の方から、次回のことについて、特に何かございましたら、お出しいただければよろしいんですが、特にございませんでしょうか。

それでは、予定では16時30分までということですが、ほぼ御意見が出し尽くされたということでございますので、この辺で本日の部会は終了とさせていただきたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

井内消費者企画課長 次回の消費者政策部会は、明後日の5月31日開催予定です。時間が変則になりますが、9時45分～12時までを予定させていただいております。

場所は、この4号館の4階の共用第2特別会議室になります。

内容につきましては、本日に引き続き、委員の先生方からプレゼンテーションをお願いいたします。

更に、消費者教育の推進に関する提言の骨子案について御検討いただければと思っております。

以上でございます。

松本部部长 それでは、1日間を置いた中1日だけで再登板ということで、大変御苦勞をおかけすることになると思いますが、また次回もよろしくをお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。